

令和7年12月16日

発 言 者	発 言 要 旨
<p>石川（渉）委員</p> <p>こども家庭福祉課長</p>	<p>ひとり親家庭に対するお米券及び県産米の提供事業に係る今年度の実施状況はどうか。</p> <p>物価高騰が長引き、家計へ深刻な影響が及んでいる。とりわけ低所得のひとり親家庭への影響は大きく、緊急の経済支援が不可欠であるとの認識に基づき、今年度は児童扶養手当を受給する約6,000世帯を対象に支援を行う。支援は2回実施する予定で、第1回はお米券の提供、第2回は県産米の提供を行う。</p> <p>第1回として、児童扶養手当受給世帯に対し、8,800円分のお米券を送付した。送付は9月までに実施し、再送分も含めて対応した。迅速な支援が求められる一方で、令和6年産米の需給状況により、まとまった米の確保が困難であったため、即時提供が可能なお米券での支給を選択した。これにより各世帯が必要な時に希望する県産米を購入できるよう配慮した。</p> <p>第2回の県産米の提供は、第1回と同様に児童扶養手当受給のひとり親家庭に対して行う予定である。今年度内の可能な限り早期に提供できるよう手配を進めており、配送は8年2月頃を見込んでいる。</p>
<p>石川（渉）委員</p> <p>こども家庭福祉課長</p>	<p>お米券の提供件数は何件か。</p> <p>提供件数は5,800件である。</p>
<p>石川（渉）委員</p> <p>こども家庭福祉課長</p>	<p>物価上昇や米価高騰が食生活に影響を及ぼしており、特に成長期のこどもへの影響が出ないよう支援が必要である。来年度に向けて必要な予算要求を行っているのか。また、予算が措置された場合、夏休み前に支給することは手続上可能か。</p> <p>今後も物価高騰は継続すると見込まれる。各種状況を踏まえ、来年度も児童扶養手当を受給するひとり親家庭へ県産米を提供できるよう予算を要求しており、実現に向けて努力したい。</p> <p>ひとり親家庭のこどもに対し、学校給食がない長期休暇中の食の支援が重要であることは認識している。夏休み前の支給については、米の需給や価格動向を考慮した上で、どのような方法であれば実現可能か研究していきたい。</p>
<p>石川（渉）委員</p>	<p>ひきこもり支援の環境整備を進めるには多様な取組が必要であり、その一つとして、ひきこもりに関する知識を持ち、当事者支援や啓発活動に携わるサポーターを増やすことが重要である。県で開催しているひきこもりサポーター養成講座の内容及び実績はどうか。</p>
<p>障がい福祉課長</p>	<p>ひきこもり支援に関心を持つ方を対象に、支援機関と連携してひきこもり支援に携わる人材の育成を目的としたボランティアを養成している。対象は民生委員、大学のボランティアサークル、社会福祉協議会のボランティアなどを想定しているが、年齢や職業を問わず誰でも参加できる。</p> <p>講座は座学による基礎知識の習得と、当事者や家族との面接を想定したロール</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>プレイによる実践訓練で構成する。修了後は、支援拠点でのスタッフ補助、支援団体のアウトリーチ同行による傾聴支援、弁当やフードバンクの配達を通じた見守り支援などを行う。</p> <p>同事業は令和2年度から実施しており、今年度は9月に県立保健医療大学で開催し、オンライン併用で庄内会場と接続して53名が参加した。修了者には有効期間が3年間の修了証を交付し、3年後に養成研修へ再参加することで更新される仕組みとなっている。現在の登録者数は78名である。</p>
石川（渉）委員	<p>ひきこもりは個人の問題に留まらないため、社会全体で意識を転換して支える必要がある。一般県民にも広く参加を促すため、講座の周知方法や内容を工夫すべきと考えるがどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>現在、講座のチラシを作成し、各市町村のひきこもり支援担当やボランティア団体に配布している。併せて県のホームページに掲載し、精神保健福祉センターや各総合支庁にもチラシを設置して周知を図っている。</p> <p>委員の意見を踏まえ、より多くの方に関心を持ってもらい、ひきこもり支援に携わる人材の裾野を広げるため、今後も周知方法を工夫していきたい。</p>
石川（渉）委員	<p>厚生労働省が10月14日付けで地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価を改定し、看護師・助産師養成所や病院内保育所の人件費を引き上げた。これを踏まえた補助金額の引上げは都道府県の裁量であるが、遡及支給や反映時期について県の考えはどうか。</p>
医療政策課長	<p>本県では山形県看護師等養成所運営費補助金と山形県病院内保育所運営費補助金の2事業が該当する。平成29年以来の改定であり、その間の人件費や物価の上昇により、看護師等養成所や医療機関の運営状況は一層厳しくなっていると認識している。</p> <p>都道府県の対応状況には差があり、今年度からの対応を決定した県も一部存在するが、多くは来年度からの対応を予定している。本県としては可能な限り早期に対応すべきと考えているが、今年度からの実施を判断するにはまず今年度予算の執行状況を注視する必要がある。必要な財源が確保できれば、遡及的な対応も含め検討していきたい。</p>
石川（渉）委員	<p>追加提案のあった低所得世帯に対する灯油購入費の支援について、各市町村の状況を把握の上、できるだけ早期に支給されるようにすべきと考えるがどうか。</p>
地域福祉推進課長	<p>予算案可決後、速やかに市町村へ事業の内容や詳細を周知し、補助金交付要綱を示す。以後、市町村は対象世帯への灯油購入費等の支給手続を進めることになるが、各市町村で予算措置の時期が異なるため、年度内の完了は難しいと想定している。そこで今回繰越明許を設定し、市町村の状況に応じ幅広く支援できるようにした。</p> <p>市町村からの聴き取りの結果、12月議会で追加の予算措置を行う自治体や、県の追加支援を受けて検討を進める自治体など対応は多様である。対象世帯の多い自治体では住民への周知、交付決定、灯油券交付や振込といった事務手続に時間を要するため、年度をまたいだ支給となる可能性が高く、年度明けの支給を対象</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>に含める予定である。</p> <p>担当者説明会を通じ丁寧に事業説明を行い、各市町村の事情を聴取しながら、県として対応可能な支援を実施していく。</p>
石川（渉）委員	<p>処遇改善加算を取得している介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の数はどうか。</p>
高齢者支援課長	<p>今年10月1日現在、加算の対象となる介護サービス事業所は1,536事業所あり、うち処遇改善加算を取得している事業所が1,384事業所、取得率は90%である。</p>
障がい福祉課長	<p>今年12月15日現在、県が指定する障害福祉サービス事業所は1,123事業所あり、うち処遇改善加算を取得している事業所が879事業所、取得率は78.3%である。</p>
石川（渉）委員	<p>追加提案のあった介護サービス事業所職員等の処遇改善への支援について、処遇改善加算を取得していない事業所は対象となるのか。</p>
高齢者支援課長	<p>現在、国から要綱等が示されていないが、恐らく対象外と見込まれる。</p>
石川（渉）委員	<p>支援の対象とならない事業所に対する県独自の支援策を検討しているのか。</p>
高齢者支援課長	<p>現時点で独自の支援は想定していない。なお、県では平成29年度から介護職員処遇改善加算の取得支援に取り組んでおり、昨年度からは専門職を派遣しての個別指導も実施している。その結果、取得済み事業所は約9割で、残りの未取得の約1割については、今回の支援対象から外れる可能性が高いと考えている。本事業費は来年度の介護報酬改定を待たずに実施する緊急対応であり、政府からは年度内の執行を強く求められている。令和8年1月に交付申請の受付を開始するスケジュールを想定した場合、現在加算を取得していない事業所がそれまでに取得することは困難と予想される。</p> <p>今回の支援に限らず、来年度の報酬改定に伴う制度改正を見据え、今後加算取得に取り組む事業所に対しては、伴走支援などで支援していきたい。</p>
石川（渉）委員	<p>クマ対策に関する専門職員を雇用し、人材育成を行うべきと考えるがどうか。</p>
みどり自然課長	<p>専門職員の不在による懸念も含め、山形県特定鳥獣保護管理検討委員会の有識者と中間支援組織の導入について意見交換を行った。有識者からは、行政側の不足する専門的知見を補う点でも中間支援組織の導入が適当との意見があった。</p> <p>今後は外部の専門性を政策立案や施策の効果検証に活用し、また中間支援組織の設立により専門人材を確保し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいきたい。</p>
石川（渉）委員	<p>中間支援組織の導入で対応できるとのことだが、県による専門職員の配置は不可欠である。群馬県及び新潟県では、県の組織として鳥獣被害対策支援センターが設置され、環境・農業・防災関係職員や獣医師が業務に当たっている。主な役割は政策立案、計画の進行管理、市町村や関係団体との連絡調整、相談窓口の運営である。全国の関係団体も都道府県の体制整備の重要性を指摘している。県の体制整備と専門職員の配置は極めて重要と考えるがどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
みどり自然課長	群馬県は環境部門と農政部門の共管で同センターを設置しているが、本県での検討に当たっては、広島県の中間支援組織の事例を参考とした。中間支援組織は地域住民と行政の間に立ち、双方を支援しながら広域的に活動できる点で有効である。専門人材を共有し組織内で人材育成を行うことで、広域的な立場から持続的に対応できると考えられ、中間支援組織の設置により専門人材の育成を含めた体制整備を検討していきたい。
齋藤委員	11月12日に開催された沖縄「山形の塔」慰霊祭に参加した健康福祉部長の所感はどうか。
健康福祉部長	<p>今年は終戦80年の節目に当たり、当部を中心に毎年行っている慰霊祭を知事や県議会議員、遺族、九里学園高校の生徒60名を含む100名超の参列で執り行った。「山形の塔」や第32連隊ゆかりの激戦地を巡拝し、沖縄戦などでの尊い犠牲の上に現在の平和と豊かさがあることを改めて痛感した。九里学園高校の生徒の話からは、悲惨な戦争を二度と繰り返さないために、若い世代と共に語り継ぐ重要性を再認識したところである。</p> <p>参加する中で、祖父母や親から聞いた出征や機銃掃射に関する地域の戦争体験を思い出した一方、自分の子供には山形の戦争の話を十分に伝えてこなかったことに気付き、戦争を語り伝える人が減る今、伝承の機会に限られていると強く感じた。</p>
齋藤委員	本県に関係する「山形の塔」及び「不拔の塔」を視察したところ、管理体制に課題があると見受けられたがどうか。
地域福祉推進課長	<p>「山形の塔」については、砂利敷きで歩行しにくい箇所があり、環境整備が必要である。慰霊祭は年に1回だが、沖縄在住の山形県人会や本県出身者が多数参列するため、安全に訪れ拝礼・献花できる環境整備が求められる。「山形の塔」の維持管理は公益財団法人沖縄県平和記念財団に委託し、清掃や周辺の草刈りを実施している。塔や周辺施設の修繕は同財団からの連絡に基づき、必要に応じて県が対応している。平成28年度にはコンクリート製の防護柵や近くの観音堂の修繕を実施した。砂利敷き箇所については、遺族会や業者と協議し、安全に歩行できる修繕方法を検討している。</p> <p>「不拔の塔」は、歩兵第32連隊の本部跡に昭和41年に建立され、約60年が経過しており老朽化が進んでいる。建立・管理は一般財団法人沖縄県遺族連合会が行っている。同会は限られた予算の中で管理を行っており、慰霊碑が他にもあるため、危険度の高い順に修繕を予定していると聞いている。「不拔の塔」の修繕時期は現時点で未定であるが、老朽化している状況は同会も認識している。</p>
齋藤委員	いずれも本県にとって大切な施設である。関係者と協議の上、環境整備を進めてほしい。
齋藤委員	戦争を体験していない世代だからこそ、戦争の悲惨さを学び、感じ、次世代へ語り継ぐ責任がある。戦争の記憶と記録の継承に関する今後の在り方を検討するため、新たな組織の設置などが必要と考えるがどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
地域福祉推進課長	<p>戦後80年を迎え、戦争に関する記憶と記録を継承するには、資料自体とそれにまつわる背景やエピソードなどの歴史的文脈を併せて次世代に伝えることが重要と考える。</p> <p>現在、収集する資料の種類と収集方法、資料の保管場所と保存体制の確立、収集資料を活用した効果的な継承方法、県内に残る戦争関連資料の現状把握、平和資料館や資料保管スペースの設置の必要性、デジタル化を含む幅広い活用手法について検討している。これらの検討に当たり、地域で継承活動を行う団体、遺族、有識者などから幅広く意見を聴取している。</p> <p>今後も関係者の意見を踏まえて検討を進め、検討組織の設置も視野に入れつつ、次世代、またその次世代へ確実に伝えられる仕組みづくりを目指していく。</p>
齋藤委員	<p>クマ対策として実施した、河川のやぶの刈払いに係る今年度の取組実績と来年度の取組方針はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>県管理河川のやぶの刈払いについては、今般の専決処分及び9月補正予算によって実施した。実施箇所は市町村の要望を踏まえ、限られた期間内で完了可能な最大限の箇所数を検討の上決定した。専決では26箇所、3,000万円で実施し、昨日までに全て完了した。9月補正分は10月上旬までに22箇所、3,400万円で実施済みであり、合計48箇所、6,400万円で実施した。</p> <p>来年度については、当初予算で5,000万円を要求している。クマの出没状況は見通せないものの、今年状況を勘案すると一定の額を計上する必要があると判断し、要求額は本年度の実施額に近い規模とした。実施箇所は来年度の市街地への出没状況や市町村の希望を踏まえ判断していく予定である。今年度の効果検証を行い、来年度に生かしていきたい。</p>
齋藤委員	<p>県では来年度、クマ出没情報の把握の一環として、A Iカメラを活用した取組を進めるとのことだがその詳細はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>同事業の目的は、単にクマを追跡して経路を把握するだけでなく、河川のやぶの刈払い前後の状況を比較して効果を検証することにある。併せて、柿や栗などの誘因物が周辺に存在する場合は衛星画像で把握し、こうした要素を総合的に分析して市街地出没のリスクを評価することを目指す。</p> <p>モデル事業として行い、A Iカメラで出没状況を自動検知して経路や頻度をデータ化する。刈払い実施箇所の前後比較やリモートセンシング（対象物に直接触れることなく、遠くからその形や性質を観測・調査する技術）による植生・果樹分布データと照合することで、効果的な刈払い箇所の選定を行い、得られた知見を横展開して対策を強化する。A Iカメラは監視と分析の役割を担い、河川敷の通過が確認されたクマを放置せず、発見時には捕獲などの現場対応につなげる運用を想定している。モデル事業の成果を踏まえ、導入箇所や運用体制を拡大していきたい。</p>
齋藤委員	<p>アプリを活用したクマ出没情報のリアルタイム提供が必要と考えるがどうか。</p>
みどり自然課長	<p>現在、県ではクマ目撃マップとして位置情報を公開している。目撃情報はまず市町村に集約され、市町村から県へ報告された後、県が取りまとめてマップに反</p>

発 言 者	発 言 要 旨
齋藤委員	<p>映している。このため、目撃からマップ反映までに約1週間を要し、即時性に欠けるとの指摘があり、迅速な情報反映が求められている。</p> <p>対応策として既存のアプリを活用し、目撃者が市町村に情報提供した際に市町村が直接アプリへ入力する方式を検討している。この方法により、入力と同時にマップへ反映され、即時性が格段に向上する見込みである。目撃者が直接アプリに入力して即時反映する運用を行う県もあるが、同方式では重複報告や信頼性の低いデータまで反映されるおそれがあるため、確実性の確保が課題となる。市町村を介した入力により、迅速性と確実性の両立を図る運用としたい。</p> <p>市町村との連携とともに、アプリの周知も必要である。また、市町村の担当課から意見を聴くと、クマの捕獲には箱わなが効果的と考えられる。市町村の箱わなの保管・活用状況を調査し、今後の取組に生かしてほしい。</p>
齋藤委員	<p>県立病院における医療DXの取組状況はどうか。</p>
運営企画主幹	<p>県立中央、新庄、河北の三病院では、現行の総合医療情報システム（電子カルテ）の更新事業を進めている。ハード・ソフト双方で更新時期を迎えたため実施しており、電子カルテ更新に併せて政府が推進する医療DXへの対応や、新世代システムに搭載されるAIによる診療支援機能の導入などを進めている。具体的には、医療機関を横断した重複投薬確認が可能となる電子処方箋への対応や、将来予定されている電子カルテ情報共有サービスへの接続を見据えた仕様のシステムとしている。放射線画像診断分野ではAIによる画像解析に基づく診断支援や、診断所見文の作成補助を想定した機能を導入する。加えて、河北病院では、血圧や体温などの生体データを直接電子カルテへ転送するシステムの導入も進めている。</p> <p>電子カルテ更新とは別に、中央病院では院内通信システムの更新を今年度実施している。従来のPHSからスマートフォン運用へ切り替え、音声に加えてチャット機能を活用することで医療従事者間の情報伝達の大幅な改善を期待している。電子カルテとスマートフォンを接続し、スマートフォンから電子カルテ情報にアクセスできる仕組みも予定しており、情報アクセスの効率化を図っている。</p> <p>医療DXの推進として、オンライン研修の導入やAI問診の運用といった個別の取組も進めているが、基幹システムである電子カルテの更新と併せて進めることが効率的との認識に基づき、県立病院の医療DXを総合的に推進している。</p>
齋藤委員	<p>今後の取組方針はどうか。</p>
運営企画主幹	<p>電子カルテの更新は単年度で完了する事業ではなく、昨年度中に事業者と契約締結を済ませ、更新に向けた取組を進めており、最も早い河北病院は来年2月に新システムへ移行する予定である。中央病院と新庄病院の作業は来年度に本格化し来年11～12月の順次切替えを想定しており、引き続き電子カルテ更新に伴う医療DXの推進に取り組む。</p> <p>中央病院のスマートフォン導入は今年度中に完了する見込みだが、電子カルテとの接続は電子カルテ更新のタイミングに合わせて来年度となる。</p> <p>病院側では新システム導入に向けた運用検討を開始している。先行する河北病院は来年2月の切替えに向けて検討作業が最終段階に入り、周辺医療機関への周</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>齋藤委員</p> <p>医療政策課長</p>	<p>知も含めた最終準備を進めている。</p> <p>県内の周産期医療の現状と県の今後の取組はどうか。</p> <p>本県の出生数は直近10年間で大幅に減少しており、平成26年の7,966人が令和6年には4,699人と、約4割減少している。将来推計でも2050年にかけて0～39歳の人口が大幅に減少するとされ、出生数の減少は今後も続くと見込まれる。</p> <p>出生数と分娩数の減少に伴いハイリスク新生児の数も減少するため、NICU（新生児集中治療室）の病床利用率や症例数の低下により新生児科医師の確保が更に困難になる懸念がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今年3月の周産期医療協議会で、ハイリスク母子に対応する出産期母子医療センター、特にNICUの再編が必要との提起がなされた。その後、専門部会での議論を経て、山形済生病院のNICU機能を県立中央病院に集約する方向で調整・検討を行い、11月25日の同協議会において、来年4月1日から山形済生病院のNICU8床を廃止し、県内のNICU床数を29床から21床へ再編することを決定した。</p> <p>再編に伴う住民の不安に対しては、リスクのある分娩が想定される妊婦については原則として県立中央病院で受け入れ、個々の状態やリスク程度に応じて山形大学医学部附属病院とも連携して対応する体制とする。妊婦健診は地域の産婦人科クリニックで行い、分娩は病院で行うセミオープンシステム対象者など正常分娩想定妊婦は山形済生病院で受け入れることを基本方針とし、12月10日に県医師会を通じて各産婦人科クリニックへ周知を行った。</p> <p>県では引き続き周産期医療体制の安定確保に努めるとともに、高度な新生児医療を含む周産期医療機関の機能分担・連携体制を確立し、地域で安心して出産できる環境を整備していく。</p>
<p>加賀委員</p>	<p>熱中症対策の義務化で建設現場の作業時間や工期に支障が生じている。屋外作業者の健康確保と業務遂行の両立を図るため、現場の実情を幅広く調査・意見集約し、就業調整や現場対策の実効性ある指針や支援策を関係機関と連携し検討してはどうか。</p>
<p>環境企画課長(兼) カーボンニュートラル・GX戦略室長</p>	<p>労働安全衛生規則の改正により、熱中症が疑われる労働者を早期に発見し、その状況に応じて迅速かつ適切に対応することで重症化を防ぐことが事業者の義務とされた。具体的には体制の整備、手順の作成、関係者への周知が求められている。事業所への直接的な指導監督権限は労働基準監督署にあるため、建設業界などからの意見や提案は現時点で環境エネルギー部には寄せられていない。なお、県土整備部では建設業者に意見照会を行っているが現時点で特段の意見は寄せられておらず、また産業労働部に対しても特別な意見は寄せられていないとのことであったが、両部局とも規則改正が現場に大きな影響を与えるとの認識から、丁寧な対応と情報発信に努めていると聞いている。</p> <p>例えば県土整備部では、県発注工事で熱中症リスクが想定される現場に対し、受託者が作成する施工計画書への緊急連絡体制や重症化防止策の記載を求め、改正規則に沿った対応を促しており、また産業労働部では、労働関係法令の普及啓発や各種労働情報を掲載するウェブサイト「WEB労働やまがた」を通じて熱中症関連の情報提供と周知を行っているという。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
加賀委員	<p>熱中症は生命に関わる問題であるため、国や関係部局と連携し、必要な情報が対象に確実に届く体制を整えるとともに、県民や事業者からの意見を幅広く受け止める仕組みを検討していきたい。</p>
医療政策課長	<p>コロナ禍や物価・人件費高騰を受け、医療・介護現場の状況が大きく変化している。以前に行われていた看護職と県が現状を共有し意見交換する場がコロナ禍以降開催されていないと聞く。現在、同様の懇談会や代替の意見交換の場は設けているのか。</p> <p>県内病院看護管理者懇談会は、地域医療構想や地域包括ケアシステムの進捗理解を目的として平成29年度に開催した。一方、県内病院看護部長・総看護師長会議は23年度から継続され、「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」や看護行政の情報提供、各病院の取組の共有を通じて、病院間連携の強化と看護師確保に資することを目的としていた。しかし、コロナ禍で現場が極めて多忙となったため、令和2、3年度の書面開催を最後に開催が途絶えている。</p> <p>新型コロナウイルスが分類上5類に移行し現場の多忙は和らいたが、高齢化の進行、医療・介護ニーズの多様化、在宅医療の推進など看護人材を取り巻く環境は大きく変化している。看護師確保の課題も依然として深刻であり、意見交換の場の必要性は高まっていると認識している。</p> <p>今後の開催形態については、これまでの経緯や県看護協会など関係機関と協議の上、どのようなニーズがあるかを踏まえつつ検討したい。</p>
加賀委員	<p>看護現場との情報共有と共通認識の形成が重要である。現場の人手不足や確保策について、実務者の意見から解決の糸口が見つかる可能性は大きい。休止中の懇談会は、復活の時期に入っていると考える。従来の形にこだわらず、内容を進化させた形でも構わないので再開し、看護現場の声を反映しながら本県の医療課題の解決に向けて前進することを要望する。</p>
加賀委員	<p>近年の物価・人件費高騰を受け、県内保育施設の状況はどうか。</p>
こども安心保育支援課長	<p>保育所等の公定価格は、国家公務員の給与改定や物価動向を踏まえ毎年度改定されている。しかしながら、光熱費等の物価高騰や、国の基準を上回る手厚い保育士配置となっているケースも多いため、現場からは実態に即した財政支援を求める声が寄せられている。こうしたことから、保育現場の運営と人材確保に負担が生じていると捉えている。</p>
加賀委員	<p>政府に対する保育関係の要望状況はどうか。</p>
こども安心保育支援課長	<p>現場の意見や要望を踏まえ、「令和8年度政府の施策等に対する提案」で保育関係について3点提案している。第一に、物価動向を考慮した公定価格や施設整備交付金の補助基準額の設定を行うこと。第二に、保育士給与を全産業の平均水準まで引き上げること及び地域間格差を是正すること。第三に、1歳児の保育士配置基準の改善や障がい児保育における配置の実態に即した財政支援の拡充である。</p> <p>これらの提案が政府の施策に反映されているかフォローアップを行い、施策に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
加賀委員	<p>反映されなかった点については来年度以降も引き続き提案を行っていききたい。</p> <p>少子化で地域ごとの保育施設の利用状況に差が生じ、人口減少地域では定員割れや閉園の危機が大きくなっている。施設消失は定住・移住施策の阻害につながるため、県は現状を詳細に把握し市町村と連携して支援策を検討し、国への提言を継続すべきであり、我々議会も協力して対応を進めていきたい。</p>
加賀委員	<p>追加提案された、介護・障害福祉サービス事業所の処遇改善支援に関する補正予算の上乗せ補助要件について、「生産性向上・協働化に取り組む事業者」と「職場環境改善に取り組む事業者」の二つが挙げられているが、それぞれ具体的にどのような取組を指すのか。</p>
高齢者支援課長	<p>政府の概略説明資料によれば、支援は階層的に構成され、ベースの賃上げとしての1万円に加え、上乗せ補助となる要件が設定されている。生産性向上・協働化の要件については、訪問・通所系事業所ではケアプランデータ連携システムの導入又は導入見込みが該当し、施設系サービスについては、介護ロボット等により現場の効率化に取り組む事業所を対象とする「生産性向上加算」を取得又は取得見込みであることとされている。</p> <p>職場環境改善に関する上乗せ補助分は、現行の処遇改善加算で定められた複数の取組項目のうち一定数を満たす事業者に加算する仕組みを基に、充足数を更に増やす取組を計画して実施する事業者が対象とされている。現時点で要綱が未公表のため詳細を把握していないが、既存の加算制度を用いて要件設定が行われる見通しである。</p>
加賀委員	<p>事業者へ周知する際は、どのような取組が上乗せ補助の対象となるかを具体的に示すとともに、事業者からの相談に丁寧に応じてほしい。</p>
加賀委員	<p>追加提案のあった補正予算案に医療機関への支援が含まれているが、県立病院を運営する病院事業局にとってどの程度の財政的支援となるのか。</p>
医療政策課長	<p>まず、物価高騰対策としては、重点支援地方特別交付金により支援を行うが、これは病院も対象となり、病床単位で算定し配分する。</p> <p>次に、医療機関賃上げ・物価上昇対策事業費については、国が病院に対し直接執行する想定であるため、県が独自に補填する形での包括的な試算は行っていない。したがって、県における試算は現時点では提示できない。</p> <p>病院への支援単価の目安としては、基礎的な支援が病床当たりで示されており、賃金分で8.4万円、物価分で11.1万円が目安となる。加えて救急医療に対応する病院には、救急受入件数に応じた加算が付与される仕組みであり、各病院への具体的な配分額は病床数や救急受入実績等の組合せにより決定される。</p>
加賀委員	<p>第4次山形県環境計画（中間見直し版）の素案で新規項目として盛り込まれている「先進的な脱炭素施策の横展開に資する勉強会の開催等による地域脱炭素の取組の促進」の詳細はどうか。</p>
環境企画課長(兼)	<p>今年5月に、国の脱炭素先行地域事業に米沢市と飯豊町の共同事業が採択され</p>

発 言 者	発 言 要 旨
カーボンニュートラル・GX戦略室長	<p>た。同事業は先進的な脱炭素モデルであり、隣県の事例も含めた先行地域の取組を学び、参考となる点は速やかに導入することが重要である。</p> <p>そのため、脱炭素先行地域に選定された事業や先進的事例を共に学ぶ勉強会を開催している。勉強会では他の市町村や関係団体との意見交換、現地視察を実施し、得られた知見を県内へ横展開して波及効果を高めることを目指す。これらの成果は環境計画にしっかりと反映させていきたい。</p>
加賀委員	<p>同様に新規項目として盛り込まれた「地域資源を活かして生み出された再エネの地域内利用と利益の還元等による地域活性化の促進」の詳細はどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>昨年改定した「県エネルギー戦略後期エネルギー政策推進プログラム」と整合を図ることが見直しの基本的な考え方である。外部から電力を購入する場合、利益が域外へ流出するが、地域内で発電・利用・収益循環を図ることで地域経済の活性化につながる。</p> <p>また、洋上風力発電のように裾野の広い産業として再エネを位置付け、単なる発電手段に留まらず、関連産業の振興も促進する。地域資源を活用した再エネの導入と産業振興を一体的に進めることで、県内への経済的利益の拡大を目指す。</p>
加賀委員	<p>この視点は来年度当初予算要求にも反映しているか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>地域資源は地域住民が最も把握しているとの認識に立ち、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入支援を継続する。具体的には、勉強会の開催や小水力発電の流量調査など、導入のスタートアップ段階に対する支援を引き続き実施したい。市町村のほか自治会などの小規模団体も活用できることを周知し、地域内で自らのエネルギー資源を活用する機運の醸成に努めたい。</p>
加賀委員	<p>やまがた未来くるエネルギー補助金の今年度の執行状況はどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>同補助金については、今年度は11月末まで申請を受け付けており、予算執行率は8割を超えている。昨年度の執行率は若干低かったが、今回はほぼ見込みどおりの執行状況となっている。背景には、家庭用太陽光発電の固定価格買取期間終了後の自家消費を促進するため、蓄電池設置への新たな補助を行ったことがある。蓄電池補助の申請は見込みどおり寄せられており、その分を含めて今年度の執行率は計画どおりに推移しているものと認識している。</p>
加賀委員	<p>里の名水・やまがた百選の現在の選定状況はどうか。</p>
水大気環境課長	<p>今年度は新たに8箇所を選定し、累計で90箇所を選定している。</p>
加賀委員	<p>100箇所の選定に時間を要している要因は何か。</p>
水大気環境課長	<p>県内には数多くの湧水が存在しているが、本事業では「地域住民における保全活動が行われていること」を選定要件の一つとしており、同要件に該当する湧水が限られていることから選定に時間を要している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
加賀委員	<p>里の名水・やまがた百選に選定されることにより保全活動が行われる可能性も考えられる。今後、要件の緩和を検討してほしい。</p>
加賀委員	<p>生活排水処理施設の普及率100%の達成に向け、浄化槽整備に係る県補助事業の補助率の引上げなど受益者負担を軽減する一層の支援が必要な局面に来ていると考えるがどうか。</p>
水大気環境課長	<p>県では、山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき計画的に処理施設を整備してきた。最新の普及率は令和6年度末時点で94.9%に達し、当面の目標である95%は概ね達成する見込みである。しかしながら、地域間で普及率に差があり、少子高齢化の影響もあり普及率の伸びは鈍化している。</p> <p>国の「国土強靱化実施中期計画」では、合併処理浄化槽の整備により浄化槽整備区域内での普及率を27年度に100%とする目標を掲げている。県では現在、第3次基本構想の改定作業を行っており、今後10年間の普及目標を設定する予定である。過疎・高齢化が進む中山間地域では集合処理が困難なため個別処理（浄化槽）の整備が重要であり、合併処理浄化槽への転換を促進するには設置者負担の軽減が不可欠と考えている。そのため県では、引き続き市町村と連携して財源確保に努める。</p> <p>補助率の引上げなど追加支援については、現状の普及率を踏まえ、どのような取組が効果的か検討していきたい。</p>
加賀委員	<p>議第167号及び168号の施設職員の資格要件について、これまで社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が対応していたものに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されるとある。県内での同資格の取得者数はどうか。</p>
こども家庭福祉課長	<p>令和4年の児童福祉法改正により6年度に創設されたこども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所や市町村におけるこども家庭福祉分野の相談支援の質向上を目的とする新たな公的資格である。児童福祉司や市町村のこども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとして位置付けられ、今回の議案で示した乳児院長等の任用要件にも含まれたものである。</p> <p>初の認定試験は7年3月に実施された。試験実施団体である一般財団法人日本ソーシャルワークセンターの公表によれば、本県では5名が合格している。</p>
加賀委員	<p>今後のニーズの高まりにも対応できるよう資格取得に対する支援を更に展開していくべきと考えるがどうか。</p>
こども家庭福祉課長	<p>こども家庭ソーシャルワーカーは、児童福祉分野の専門性を高め、こどもの特性に応じたきめ細かなケアを提供することが期待される資格である。県では施設職員の資格取得がサービスの質向上に資すると考え、今年3月策定の山形県社会的養育推進計画に、社会的養護関係施設における職員の資格取得促進を明記したほか、今年度からこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業費補助金により資格取得を支援している。</p>